

第5 福祉・介護人材確保対策等について（福祉人材確保対策室）

1 福祉・介護人材確保対策について

（1）福祉・介護人材確保対策の推進

① 2020年代初頭に向けた介護人材確保の方向性（プレゼン資料 83 頁参照）

「介護離職ゼロ」の実現に向け、介護サービスの基盤整備とともに、求められる介護サービスを提供するための人材の確保として、2020年代初頭までに追加的に必要となる25万人（※）の介護人材の確保に取り組む必要がある。また、2025年には、約38万人（※）の需給ギャップが生じると推計されており、施策効果を検証しつつ、継続的な取組が必要である。

※ 今後、各都道府県において、第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等を踏まえ、介護人材の需給推計を実施することとしており、数字は変わりうる。

これまで、介護職員の処遇改善のほか、「離職した介護人材の呼び戻し」、「新規参入促進」、「離職防止・定着促進」の3つの視点で対策を進めているところであるが、景気が緩やかに回復していく中で、全産業の有効求人倍率がバブル期を超える高水準で推移しており、全産業的に人手不足感が強まっていることから、介護分野での人材確保が一段と厳しくなることが想定され、これまで以上に取組を強化していく必要がある。

介護人材確保の目指すべき姿については、平成27年2月の福祉人材確保専門委員会報告書で介護人材の構造転換（「まんじゅう型」から「富士山型」へ）を示しているところであるが、労働人口が減少する中で、必要な介護人材を確保していくには、介護福祉士を目指す学生を増やす取組とともに、人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進に重点的に取り組むことが必要である。

このため、平成29年度第一次補正予算（案）や平成30年度予算（案）において、新たな施策や既存施策の充実など、福祉・介護人材の確保をこれまで以上に推進するための必要な予算を計上しているところである。各都道府県におかれては、こうした施策を積極的に活用いただくとともに、引き続き、介護福祉士修学資金等貸付

制度や地域医療介護総合確保基金などを活用することにより、あらゆる施策を総動員し、総合的・計画的に取り組んでいただきたい。

② 都道府県の役割（プレゼン資料 99 頁参照）

都道府県においては、雇用情勢を踏まえ、介護人材の需給状況や就業状況を把握するとともに介護人材に対する研修体制の整備、経営者や関係団体等のネットワークの構築など、広域的な視点に立って、市区町村単位では行うことが難しい人材確保の取組を進めていく役割がある。

都道府県における介護人材の需給推計については、今後、各市区町村で策定を進めている第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等を踏まえ、各都道府県においては、第7期介護保険事業支援計画の策定にあたり、介護人材の需要と供給について、推計をし直す必要が出てくることから、厚生労働省から配布した需給推計に必要なワークシートを活用し、適切に推計を行われたい。

推計にあたっては、介護人材の需給推計は介護サービスの利用者数の影響を受けることから、介護保険事業（支援）計画の担当者とよく連携するとともに、前回と同様の方法で推計を行った場合でも、この間、制度改正や報酬改定等が行われていること等を踏まえ、推計方法が適切かどうかや推計結果が妥当かどうか等の確認・分析をお願いしたい。

また、介護保険事業支援計画に、当該推計結果とともに地域医療介護総合確保基金等を活用した介護人材確保策を以下に留意の上、記載し、介護人材の確保に取り組んでいただきたい。

（留意点）

- ・ 需給推計の結果を踏まえ、PDCAサイクルを意識した中長期的な人材確保に向けた取組を記載する。
- ・ 2025年だけでなく、2020年代初頭も視野に入れた人材確保策を記載する。

③ 介護福祉士修学資金等貸付制度について（プレゼン資料 97 頁参照）

ア 介護福祉士修学資金等貸付制度の着実な実施

介護福祉士修学資金等貸付制度については、平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度補正予算において、

- ・ 介護職としての知識や経験を有する即戦力として期待される介護人材の呼び戻しを促進するため、離職した介護人材に対する再就職準備金（上限 20 万円（一部 40 万円）。介護職員として 2 年間勤務した場合、返還を免除）の貸付事業の創設及び拡充や、
- ・ 介護職を目指す学生の増加を図るとともに、卒業後の介護現場への就労・定着を促進するため、介護福祉士修学資金の貸付原資の確保や新たな貸付メニュー（国家試験受験見込者への国家試験受験対策費用）の追加、

などの制度の大幅な拡充を行い、各都道府県に財源を配分したところである。

また、今年度においては、本事業に係る実施要綱の見直しや Q & A の発出を行うとともに、リーフレットを作成して関係団体に周知を図るなど、国としてもより本事業の活用が促進されるよう取り組んでいる。

本事業は、一億総活躍社会の実現に向けて、「新・三本の矢」の第三の矢である「安心につながる社会保障」として新たに掲げた「介護離職ゼロ」に直結する特に緊急対応が求められる施策として位置付けられていること、また、再就職準備金についてはいまだ活用実績が低調であることから、各都道府県においては、実施主体である都道府県社会福祉協議会等と緊密に連携を図り、貸付計画の適切な進捗管理を行う等により迅速かつ着実に事業を実施し、介護人材の確保に積極的に取り組んでいただきたい。

イ 平成 29 年度第一次補正予算（案）における介護福祉士修学資金等の充実

平成 29 年 9 月より在留資格「介護」が創設されたことにより、在留資格「留学」による外国人留学生が留学中に介護福祉士国家資格を取得し、介護業務に従事することで日本に長期滞在できることとなった。これにより、今後、日本に留学する外国人が介護福祉士養成施設に入学し、介護福祉士の資格の取得を目指す者が増加するものと見込まれる。

このため、平成 29 年度第一次補正予算（案）において、こうした者が養成施

設で修学する際に必要となる費用等について貸付けを行い、介護福祉士の資格を取得後、日本国内で高度人材として就労し、介護サービスの生産性の向上に寄与できるよう、その受入環境の整備を早期に図りつつ、国内での介護人材の確保を加速化するため、介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資の充実（14億円）を図ることとする内容が盛り込まれた。

各都道府県におかれては、本補正予算のほか既存の貸付原資を積極的に活用し、介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生を含め、介護福祉士の資格取得を目指す学生や介護職に再就職する者への支援に努められたい。

④ 地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県の取組の推進

（プレゼン資料 90～93 頁参照）

ア 地域医療介護総合確保基金における新規メニューの創設について

平成 27 年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところであり、平成 30 年度予算案においても、60 億円を確保し、引き続き都道府県の多様な取組を支援することとしている。

平成 30 年度予算（案）においては、以下の事業を新たにメニューに位置付けることとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修を実施し、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。

○ 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業

介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う人材となることが期待される若年世代への介護の専門性や意義を伝える取組や外国人留学生を確保

するための積極的なPR、介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取組として、外国人留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費に対して助成する。

○ 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備事業

・ 介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業

介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生を支援するため、介護施設等による奨学金等の支給に係る経費の一部について助成する。

・ 介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生と受入介護施設等とのマッチング支援事業

外国人留学生の受入を円滑に進めるため、留学を希望する者と介護福祉士養成施設あるいは介護施設等とのマッチングとして、留学を希望する者からの情報収集や日本の介護福祉士養成施設等に関する情報提供などの実施に必要な経費に対して助成する。

イ 地域の関係主体の協議の場（プラットフォーム）の活用について

福祉・介護人材の確保に向けて、地域医療介護総合確保基金等を活用した事業を、より一層、実効性あるものとするためには、個々の事業・セクション・主体の連携を図り、それぞれの関係主体が方向感と目標を共有し、取組を進めることが重要である。

また、取組を進めるにあたっては、都道府県ごとに中期的な施策の方向性、定量的な目標を明確にすることにより、PDCAサイクルを確立していただくことが重要である。目標設定に当たっての指標については、基本的な事項を全国統一的に設定し、各都道府県から目標の設定状況についてご報告いただいているところであるが、今後、平成29年度の目標の達成状況及び平成30年度の目標設定について報告をお願いする予定でいるので、ご承知おき願いたい。

都道府県ごとの目標設定等に当たっては、地域の多様な関係主体との連携を図るため、都道府県ごとに地域医療介護総合確保基金等を活用して設置している協議の場（プラットフォーム）を積極的に活用いただき、都道府県労働局や介護労

働安定センターなどの労働関係機関、教育委員会や学校などの教育関係機関に加え、地域の経済団体や企業等にも広く参加を求めていただき、地域が一丸となって、効果的・効率的に人材の確保に取り組んでいただくようお願いしたい。

ウ 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業の推進について

人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度については、事業所自らが行っている人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入や定着の促進に資するものと考えている。

地域医療介護総合確保基金では、事業所の認証評価制度の運営に要する経費として、評価基準の設計や評価事務、事業の周知などに係る費用を支援している。

当該事業に取り組む都道府県は徐々に増えてきてはいるものの、多くの都道府県では取り組まれていないことから、今後、全ての都道府県で認証評価制度の導入を進め、人材育成等に積極的な事業所の横展開を図るため、認証評価制度の普及に向けたガイドラインの策定を予定しているので、ご承知おき願いたい。

⑤ 国による福祉・介護人材の確保に向けた取組（プレゼン資料 95～96 頁参照）

福祉・介護人材の確保にあたっては、主に地域医療介護総合確保基金等を活用し、各都道府県において地域の実情に応じた取組を進めていただいている。

しかしながら、全産業的に人手不足感が強まっている中で、介護分野での人材確保はより厳しくなることが考えられることから、国においても、都道府県が主体となって実施している介護人材確保対策の後押しを図るため、介護職に対するネガティブなイメージを変えるための取組として、福祉・介護の体験型イベントや施策情報などの情報発信のためのプラットフォームの構築に取り組むこととしているので、ご承知おき願いたい。

(2) 離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について

平成 28 年 3 月 31 日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、

平成 29 年 4 月から、離職した介護福祉士には、住所、氏名等を都道府県福祉人材センターに届け出るよう努力義務が課せられたところである。また、社会福祉事業等の経営者には、当該届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力義務が課せられている。

当該届出制度については、離職した介護福祉士の再就業を促進するため、その所在等を明らかにし、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士について、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務としたものであり、円滑な届出の実施や離職した介護福祉士に対するニーズに沿ったプッシュ型での情報提供を行うための届出システムを構築したところである。

当該届出システムにおいては、法律で届出が努力義務とされている介護福祉士だけでなく、介護職員初任者研修や介護実務者研修等の研修修了者であっても届出を受け付けられるようになっており、各都道府県においては、当該届出について、管内の関係団体や社会福祉事業等を実施する事業者等への周知徹底をお願いしたい。

(3) 被災地における福祉・介護人材の確保（プレゼン資料 101～102 頁参照）

福島県相双地域等（※）は、平成 23 年 3 月の東日本大震災による甚大な被害や東京電力福島第一原子力発電所事故により、福祉・介護人材を含む多くの住民が避難を余儀なくされており、それを背景とした深刻な福祉・介護人材不足が続いている状況である。

※ 相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、飯館村、葛尾村、川内村）並びにいわき市及び田村市

このため、平成 26 年度予算において、広域的な人材確保を図るため「被災地における福祉・介護人材確保事業」を創設し、福島県外から相双地域等の福祉・介護に従事しようとする者に対する奨学金の貸与（一定期間従事した場合に返還免除）や住まいの確保を支援してきたところ。

しかしながら、相双地域等における介護分野の有効求人倍率は、震災前の有効求人倍率を大きく上回っている状況が続いており、また、平成 28 年 6 月には葛尾村及び川内村、7 月には南相馬市、平成 29 年 3 月 31 日には、飯館村及び川俣町において避難指示解除準備区域等の解除が行われたところであり、住民の帰還を進めて

いく上で、介護サービスの提供体制を整える必要がある。

このため、平成 30 年度予算（案）においては、県外から相双地域等の介護施設等への就労希望者に対する就職準備金の貸付上限額の引き上げ（30 万円→50 万円）や貸付対象者の拡大を図るとともに、新たに全国の介護施設等からの応援職員に対する支援を行うなど、東日本大震災復興特別会計に 2.0 億円を計上し、取組の充実を図ることとしている。

本事業をより多くの方にご活用いただくためには、福島県外の方に本事業を積極的に広報し、多くの方に知っていただくことが重要であることから、各都道府県におかれては、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただくなど、取組へのご協力を引き続きお願いしたい。

（４）その他の福祉・介護人材確保の推進

① 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者やその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、平成 20 年 7 月に、毎年 11 月 11 日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後二週間（11 月 4 日から 11 月 17 日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

各都道府県におかれては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくよう、ご協力願いたい。

② 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2 学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成

課程等の通信教育科を設置している。

ア 専門職大学院について

日本社会事業大学専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

同大学院では、複雑化・多様化する自治体の福祉行政の中核を担う人材を養成するため、平成 26 年度より「地方公共団体推薦入学試験」を設置しているので、各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科

平成 30 年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。その詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。(TEL 042-496-3000)

(1) 地方公共団体推薦入学試験

入学試験日	出願期間
平成 30 年 3 月 3 日 (土)	平成 30 年 1 月 15 日 (月) ~ 2 月 14 日 (水)
平成 30 年 3 月 18 日 (日)	平成 30 年 2 月 27 日 (火) ~ 3 月 9 日 (金)

(2) 一般、推薦、指定法人推薦入学試験

入学試験日	出願期間
平成 30 年 3 月 3 日 (土)	平成 30 年 1 月 15 日 (月) ~ 2 月 14 日 (水)

イ 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス（東京都清瀬市）及び文京キャンパス（東京都文京区）において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「スキルアップ講座」を実施している。各都道府県等におかれては、職員の派遣方についてお願いするとともに、管内の市町村及び関係団体等への呼びかけをお願いしたい。

(詳細については、日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」※を参照。)

※ URL : <http://www.jcsw.ac.jp/faculty/s-daigakuin/recurrent/index.html>

2 外国人介護人材の受入れについて

(1) EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて

ア EPA 介護福祉士候補者に対する学習支援

インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から、これまで3,529人の介護福祉士候補者（以下「EPA 介護福祉士候補者」という。）を受け入れ、544名が資格を取得している。（平成29年10月1日現在）

これらEPA 介護福祉士候補者は、各地の介護施設等において就労しながら、国家試験合格を目指しており、意欲と能力のある者が、一人でも多く介護福祉士国家試験に合格できるよう、次に掲げる様々な支援を行っている。

(i) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

受入れ施設が行うEPA 介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門学習、学習環境の整備のための経費について補助を行う（定額：候補者1人当たり年間23.5万円以内）。

また、受入れ施設の研修担当者の活動に対する経費について補助を行う（定額：1受入れ施設当たり8.0万円以内）。

更に、平成28年度介護福祉士国家試験から、試験科目に医療的ケアが定められたことを踏まえ、EPA 介護福祉士候補者の医療的ケアの学習に係る経費について補助を行う（定額：候補者1人当たり年間9.5万円以内）。

(ii) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識・技術等を学ぶ集合研修、入国2年目以降のEPA 介護福祉士候補者に対する通信添削指導や、介護福祉士国家試験に合格できずに帰国した者に対する模擬試験の実施等の再チャレンジ支援を行っている。

なお、本事業については、厚生労働省の委託事業として実施しており、実施主体については、公募の手続きを行い選定することとしている。

イ 平成 30 年度の受入れスケジュール

平成 30 年度入国においては、インドネシア、フィリピン、ベトナム、それぞれ最大 300 人の受入れ枠となっており、受入れ調整機関である（公社）国際厚生事業団において、受入れ施設の募集及び受入れ施設と EPA 介護福祉士候補者とのマッチング等を行った。

今後、EPA 介護福祉士候補者は、母国での日本語研修を経て、平成 30 年 6 月頃入国し、訪日後日本語研修を受講する予定である。

ウ EPA 介護福祉士の就労範囲への訪問系サービスの追加について

EPA 介護福祉士の更なる活躍を促進する観点から、日本の生活様式を含めた研修等を実施するなどの事業者への留意事項の通知の発出を行った上で、告示の改正を行い、平成 29 年 4 月から EPA 介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加した。

(2) 介護福祉士資格を取得した留学生への在留資格付与について

介護福祉士の国家資格を取得した留学生の在留資格「介護」を創設する「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」が平成 28 年 11 月 18 日に成立し、同月 28 日に公布され、平成 29 年 9 月 1 日から施行された。

また、円滑に留学生を受け入れられるよう、平成 29 年度補正予算案において、介護福祉士修学資金の充実を図っているほか、平成 30 年度予算案において、介護福祉士を目指す留学生等の日常生活に関する相談支援等の体制を整備する事業などを盛り込んでいる。

(3) 技能実習制度への介護職種の追加について

平成 29 年 11 月 1 日に介護職種が追加された技能実習制度については、同年 9 月 29 日に介護職種の固有要件を告示。技能実習生の受入れに向けて、現在、技能実習機構において、監理団体からの許可申請、実習実施者からの技能実習計画の認定申請に基づき、審査等を行っている。

また、技能実習生の技能の修得等が円滑に行われるよう、実習実施者における標準的な日本語学習プログラムや自己学習のための WEB コンテンツの開発などを行い、技能実習生の日本語学習環境の整備を行っている。

- (4) 介護福祉士国家試験に合格した技能実習生等への在留資格「介護」の決定について
- 「新しい経済対策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）では、働きながら介護福祉士資格を取得した技能実習生等に在留資格「介護」を認めることとされたところ、今後、関係省庁と連携して、具体的な内容について検討を進める。

第 6 自殺対策の推進について（自殺対策推進室）

1 自殺対策の状況等について

（1）自殺の概況

警察庁の自殺統計原票を集計した結果によれば、我が国の自殺者数は、1998（平成 10）年以降、14 年連続して 3 万人を超える状態が続いていたが、2012（平成 24）年に 15 年ぶりに 3 万人を下回った。2016（平成 28）年は 2 万 1,897 人と、5 年連続で 3 万人を下回り、平成 6 年以来の水準となった。

しかし、いまだに 2 万人以上の方が「自殺」という形で亡くなっていて、人口 10 万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）は先進諸国の中でも高いという深刻な状況である。

（2）自殺対策の状況

ア 新たな自殺総合対策大綱

2017（平成 29）年 7 月 25 日に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定された。今回の大綱見直しでは、2016（平成 28）年 3 月の自殺対策基本法（以下「基本法」という。）の改正内容や、我が国の自殺の実態を踏まえ、抜本的な見直しを行っている。

主な内容は以下のとおりである。

- ・ 生きることを阻害する要因を減らし、生きることを促進する要因を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることを基本理念に盛り込んでいる。
- ・ 基本法の改正により策定が義務付けられた、地域の自殺対策計画の策定の支援として、地域レベルの実践的な取組への支援の強化を重点施策としている。
- ・ 子ども・若者の自殺対策の更なる推進と勤務問題による自殺対策の更なる推進を重点施策として新たに柱立てしている。
- ・ 今後 10 年間の目標として、自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、2015（平成 27）年比で 30%以上減少させることとしている。

イ 都道府県自殺対策計画等の策定支援

2016（平成 28）年 3 月、自殺対策を、地域レベルの実践的な取組による生きることの包括的な支援としてその拡充を図り、更に総合的かつ効果的に推進するため、基本法が改正されたことにより、自治体において、自殺総合対策大綱を勘案し、地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策計画の策定が義務付けられた。

そこで、厚生労働省において、自治体の自殺対策計画の策定に関する標準的な手順と留意点等を取りまとめた都道府県及び市町村自殺対策計画策定の手引を作成した。併せて、自治体における「生きる支援」に関連する事案を最大限に活かし計画に盛り込むための「事業の棚卸し事例集」を取りまとめ送付した。

また、自殺総合対策推進センターは、全ての自治体の自殺実態を分析した地域自殺実態プロフィールと地域自殺対策政策パッケージの策定を行い、各自治体が地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策計画の策定が円滑にできるよう支援している。

2 今後の自殺対策について

（1）都道府県自殺対策計画等の策定と地域レベルでの自殺対策の取組

厚生労働省では、都道府県においては 2017（平成 29）年度中を目途に、市町村においては 2018（平成 30）年度中に、新たに自殺対策計画を策定（又は当該計画を見直し）することをお願いしている。地域自殺対策計画の策定には、首長のリーダーシップが不可欠と考えられることから、自殺の状況や自殺対策に関する基礎自治体のトップの理解を深めるため、各都道府県において自殺対策トップセミナーを開催した。

自殺対策計画の策定支援や人材育成研修等、市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう、支援を行う「地域自殺対策推進センター」の今年度中の設置をお願いしたところであり、これら地域自殺対策推進センターによる効率的な支援のもと、計画策定の手引や地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策政策パッケージ等を活用しながら、地域の実態等に応じた計画策定を進めていただくようお願いする。

(2) 座間市における事件の再発防止策

2017（平成29）年10月に起きた座間市の事件を受けて、二度と今回のような悲惨な事件を繰り返さないことは、関係省庁が横断的に取り組むべき課題であるという認識の下、2017年（平成29）年12月19日、政府は、「座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議」を開催し、関係省庁における従来の取組を検証した上で、再発防止策を取りまとめた。

厚生労働省では、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策として、次の3つを柱に取組を推進していく。

第一に、ICTを活用した相談窓口への誘導を強化することとし、情報通信事業者に要請して、厚生労働省のホームページにおいてSNS等による相談窓口を含めて紹介できるようにする。

第二に、SNS等を活用した相談対応を強化するため、広く若者一般を対象とするSNSによる相談事業への支援を行うこととし、2018（平成30）年3月の「自殺対策強化月間」からの事業開始を目指す。事業の実施状況を検証しながら、相談支援のノウハウを集約したガイドラインの作成や、相談員の研修を実施する。

第三に、インターネット上の取組だけにとどまらず、悩みを気軽に話し、孤立を防ぐことができる若者の居場所づくりの支援を行う。また、現行の自殺総合対策大綱に盛り込んだ「子ども・若者の自殺対策」を着実に推進し、若者への「生きることの包括的な支援」を進める。

これらのうち、SNS等を活用した相談対応の強化については、本年3月から事業を開始できるよう、地域自殺対策強化交付金（自殺防止対策事業）を活用して事業に取り組む民間団体を本年1月19日まで公募している。

また、2018（平成30）年度は、地域自殺対策強化交付金により、上記3つの柱について具体的な取組と政策効果を高めるための実践的な研究とを一体的に実施する予定である。

引き続き、地域自殺対策強化交付金の積極的な活用及び地域の実情に応じた自殺対策の推進をお願いする。

第7 地域福祉の推進等について

1 地域福祉の推進について

(1) 地域福祉（支援）計画について

ア 計画の策定状況について

「第3 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について」の「4 地域福祉（支援）計画」においても、今般の社会福祉法改正における変更点等を紹介したところであるが、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉（支援）計画」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画となっている。その策定率は、市町村地域福祉計画は74.0%（平成29年4月1日現在）である。市区部、町村部別にみると、市区は89.7%であるのに対し町村部では60.3%に留まっており、約1.5倍の差が生じている。また、都道府県地域福祉支援計画の策定率は89.4%となっている。

さらに、生活困窮者自立支援制度の施行に先立ち、平成26年3月に、地域福祉計画等に盛り込むべき事項として、生活困窮者の実態把握や他の地域福祉施策や社会資源との連携などの「生活困窮者自立支援方策」をお示ししているが、平成29年4月1日時点で、都道府県では約6割、市町村では約4割の自治体で当該方策を盛り込んでいる状況にある。調査結果の詳細については、厚生労働省ホームページを参照されたい。

（参考）地域福祉計画策定状況等調査結果

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/c-fukushi/index.html

イ 計画策定状況の全国調査の実施について

地域福祉（支援）計画の策定状況については、毎年度調査を実施し、各自治体の取組状況を公表しているところであるが、本年も4月を目途に調査を実施する予定であるので、引き続きご協力願いたい。

(2) 民生委員について

ア 民生委員に期待される役割

平成29年度には制度創設100周年を迎えたところであり、ますます民生委員の役割は重要となっている。

このような中、地域においては、少子高齢化、人口減少、地域における関係性の希薄化など様々な課題が生じている。

その中で、生活上の悩みを誰にも相談できず、地域で孤立する高齢者や生活困窮者などが増加しており、地域においては、社会的孤立の防止が大きな課題となっており、第3にあるとおり、「地域共生社会」の実現を目指し、包括的な支援体制の構築を推進している。

また、生活困窮者自立支援制度では、生活困窮の状態にある方々をいかに早期に把握し、早期に支援につなげるかが取組を進める上での重要なポイントの一つである。

こうした施策を展開していく上で、地域の実情に精通し、住民の立場に立って相談支援を行い、行政機関との架け橋の役割も担っている民生委員に期待される役割が大きくなっている。例えば、相談窓口にたどり着けない生活困窮者の発見や、自立相談支援事業を始めとする関係機関へのつなぎ、関係機関と連携した要支援者への見守りなど、積極的に関わることが期待される。

このため、各自治体におかれては、民生委員が生活困窮者自立支援制度をはじめとする諸施策において求められる役割などについて、十分な理解を得られるよう、研修カリキュラムの中にこれらを盛り込むなど、引き続き積極的な支援をお願いしたい。

イ 民生委員活動への支援について

民生委員活動に係る経費については、地方交付税措置を講じているが、昨今の民生委員活動の負担増加、少子高齢化の進行などを背景とした民生委員活動の一層の活性化の必要性など、地域における民生委員の役割の重要性を考慮し、平成28年度に1人当たりの活動費の増額を、平成29年度には、地区民生委員協議会が民生委員活動を支援する体制の強化を図るため、協議会活動推進費の増額を図った。

民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の増額措置に伴う引上げがなされていない自治体においては、対応をお願いしたい。

ウ 民生委員への個人情報の提供について

自治体によっては、個人情報提供に関して、過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員の活動の基本ともなる要援護者の情報が適切に提供されていないとの指摘があることを受け、平成 24 年に「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成 24 年 7 月 17 日付事務連絡）を発出しているため、各自治体におかれては、これを参考に適切な個人情報の取り扱いについてご配慮願いたい。

なお、個人情報保護委員会では、個人情報保護法に関するハンドブック等を公表しているため、個人情報保護委員会ホームページを参照されたい。

(3) 社会福祉協議会について

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等の社会の変化に伴い、育児、介護、障害、貧困等、同時に直面する世帯や、一つの世帯の中で複合化・複雑化した課題を有する等、地域住民が抱える福祉ニーズが多様化しており、地域福祉の再構築が大きな課題となっている。

こうした状況に対応するため、社会福祉法人制度改革においても、社会福祉協議会を含む社会福祉法人は、公益性の高い組織として、地域ニーズを的確に把握し、これらのニーズに対応した多様な取組の実施が求められている。

各自治体におかれては、今後とも社会福祉協議会との連携により、住民が住み慣れた地域で安心して生活することができるように、一層の地域福祉の推進及び積極的な地域づくりへの取組をお願いしたい。

また、近年、相次いで自然災害が発生し、多くの方々が災害ボランティアとして被災地に駆けつけ、被災された方々の生活再建に向けた様々な支援活動をしていただいているが、被災地におけるボランティア活動を円滑に進めるためには、災害ボランティアセンターの役割が非常に重要となる。そのため、各自治体におかれては、災害時における災害ボランティアセンターの運営体制、関係機関との役割分担、情報共有など、センターの設置・運営を担うこととなる社会福祉協議会等とも協議し、災害時の被災者支援が滞ることがなく円滑に進めることができるよう、平時からの事前準備に努められたい。

(4) 「日常生活自立支援事業」の平成 30 年度国庫補助算定基準額について

「日常生活自立支援事業」の平成 30 年度国庫補助基準額は、本年度と同様とする予定である。

各自治体におかれては、本事業の実施状況を勘案し、必要な事業費の確保に特段のご配慮を賜りたい。

(参考) 「日常生活自立支援事業」の平成 30 年度国庫補助算定基準額 (案)

	国庫補助基準額 (案)
利用契約者 1 人・1 月当たりの算定額 (専門員の人件費等の一部相当)	<u>6,600 円</u>
生活保護受給者サービス利用料 1 人・ 1 月当たりの算定額 (生活支援員の人件費等の一部相当)	<u>2,500 円</u>

- ※ 本事業の補助率は 1/2 であるため、上記補助基準額と、各自治体の所要額とを比較して、いずれか低い方の金額の 1/2 が国庫補助額となる。
- ※ 補助基準額は、補助金交付段階において配分を行う際のメルクマールであり、各都道府県等の事業実施 (支出) 段階において、上記の単価に拘束されるものではない。
- ※ 利用者 1 人・1 月当たり事業費は、当該年度における実績ではなく、前年度実績を踏まえた推計数による概算払いとする。実績報告段階において推計数に変動が生じた場合であっても、実際の支出経費が基準額を下回っていない限り、補助金の返還は要しない。

(5) 被災者に対する見守り等の支援の推進について

東日本大震災及び熊本地震による被災者に対して、引き続き、相談員の巡回による孤立防止のための見守りや相談支援等を推進するため、平成 30 年度予算案においても、必要な予算額を計上したところである。

関係自治体におかれては、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活にあっても安心した生活が確保されるよう、本事業の推進に努めるとともに、効率的な事業実施が可能となるよう、関連施策とも密接な連携・役割分担を図りつつ、総合的な被災者支援体制の構築に向けた取組を進めていただきたい。

(参考) 平成 30 年度予算額 (案)

- ・東日本大震災関係 復興庁所管「被災者支援総合交付金」190 億円の内数
- ・熊本地震関係 生活困窮者就労準備支援事業費補助金 7.5 億円

(6) ひきこもり対策について

ア ひきこもり対策推進事業について

平成 21 年度からひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という。）を各都道府県、指定都市への整備を進めてきた結果、ほとんどの都道府県、指定都市に設置されるに至った。引き続き、未設置自治体においては、センターの早期設置に向けた取組をお願いする。

また、ひきこもり支援を充実させるため、平成 30 年度予算案では、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業において、訪問支援等による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施する事業を盛り込み、あわせて、センターのバックアップ機能を強化することとしている。

さらに、平成 25 年度より、本人や家族に対する早期対応を目的に、住み慣れた身近な地域において継続的な訪問支援を行う「ひきこもりサポーター」（ひきこもりを抱える家族等の当事者（ピアサポート）等含む）を養成し、派遣する事業を行っているところであるが、平成 30 年度予算案では、ひきこもり支援に携わる人材の育成や資質向上、市町村における早期発見や支援につなげるための支援の拠点（居場所、相談窓口）づくり、ひきこもり施策情報のプラットフォームの構築等を推進することとしている。

具体的な実施要綱等は、追ってお示しするので、各自治体におかれては、積極的な取組をお願いしたい。

なお、本事業は、社会福祉法人、NPO 法人等に運営委託を可能としていることから、民間の柔軟で多様な取組を活用する等、効果的な実施を併せてお願いする。

イ 生活困窮者自立支援制度との連携について

ひきこもりの問題については、ひきこもりの状態にある本人（以下「本人」という。）が抱える個別の問題と家族間での先行きが見えない不安や心労、親自身の高齢化といった問題が複合することにより、本人のひきこもり状態の長期化、高年齢化に繋がっていることが考えられる。

生活困窮者自立支援制度については、生活保護受給に至る前の段階にある生活困窮者に対し、その自立に向けた相談支援を行うことと併せて、居住支援や就労支援、家計支援など、生活全般に渡る包括的な支援を行うものであるが、ひきこ

もりの状態にある者については、既に生活困窮の状態にある場合もあれば、現に生活困窮の状態に至っていないなくとも、その生活状況故に、将来的に生活困窮に陥るリスクの高い者も含まれる。

については、各自治体において生活困窮者自立支援制度とセンターとの連携を図っていただくとともに、地域の社会資源との密接な連携・協力を行い、積極的なネットワークの構築をお願いする。

また、ひきこもりの問題は、人と社会、人と人との関係性が根底にあり、専門機関や専門職のみの力では解決できないものであるため、本人や家族からの傾聴や地域での見守り等も必要不可欠であることから、ひきこもり状態に関して、現場での多くの経験を有し、全国的な当事者団体である「KHJ 全国ひきこもり家族会連合会」（地域ごとの支部を含む。）等とも連携、協力していただくようお願いする。

※ 平成 28 年 6 月 30 日付け社援地発 0630 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について」

(7) 寄り添い型相談支援事業について

本事業は、生活上や自殺の悩み、DV被害など、様々な困難に直面する方を対象に、24 時間 365 日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援などを行い、具体的な問題解決につなげることを目的とした事業である。

平成 29 年度は、一般社団法人社会的包摂サポートセンターを実施者に選定し、「よりそいホットライン」として事業を実施しているところであるが、平成 30 年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を計上しているところであり、事業実施者については、改めて公募・選定する予定であるので、ご承知おきいただきたい。

なお、本事業による相談者の状況をみると、職を有していない者等、生活困窮者自立支援制度の対象者とも重複する部分があることから、各自治体におかれては、本事業と生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段のご配慮をいただきたい。

※ 平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 14 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」

平成 27 年 6 月 3 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「生活困窮者自立支援制度と寄り添い型相談支援事業との連携の推進について」

2 矯正施設退所者の地域生活定着支援について（総務課）

刑又は保護処分の執行のため矯正施設（刑務所、少年院等）に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉的支援を受ける必要があるが釈放後の行き場のない人等に対する支援事業として、平成 21 年度に「地域生活定着支援事業（※現在は地域生活定着促進事業）」が開始され、各都道府県の地域生活定着支援センターが、矯正施設収容中から、福祉関係者等と連携して、福祉的支援を受けられるよう取組が行われている。

本事業については、再犯防止推進法に基づき平成 29 年 12 月に閣議決定された再犯防止推進計画も踏まえ、平成 30 年度においては、矯正施設や福祉関係者等との連携を強化するために一定の充実を図る予定である。

一方、本事業の取組み状況については、各都道府県の取扱件数に大きな差異が見られることもあり、定額補助(3/4 相当額)の考え方を維持しつつ、矯正施設収容中から全国調整を行う基礎的な機能を担保し、かつ、業務件数に応じた必要な事業費を確保するため、平成 30 年度から、基礎事業費と実績に応じた事業費からなる補助基準額を設定することとしている。

そもそも、犯歴の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人に対しては、その真意に沿って、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要であり、各都道府県においては、事業を効率的・重点的に実施する観点から、事業の内容や規模を精査していただくとともに、既存の福祉的支援との一体的実施や円滑な移行が行われるよう努めるなど、地域の総合力を生かした事業実施をお願いしたい。

（参考 1）平成 30 年度（案）の概要

「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」のメニュー事業として実施

- ・実施主体：都道府県（社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可）
- ・補助率：定額補助（3/4 相当）
- ・補助基準額：基礎事業費、コーディネート業務及びフォローアップの業務の業務件数に応じた事業費（具体的な補助基準額については追ってお示しする）

(参考2) 再犯防止推進計画 (抜粋)

○ 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等

法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る。【法務省、厚生労働省】

※ 再犯防止推進計画については、平成29年12月28日付け厚生労働省社会・援護局総務課・障害保健福祉部企画課事務連絡「再犯防止推進計画の決定について」においても連絡しているので、御確認願いたい。

3 無料低額診療事業、無料低額介護老人保健施設利用事業及び無料低額介護医療院利用事業について（総務課）

（1）無料低額診療事業等の対象について

平成17年3月8日付け社援総発第0308001号厚生労働省社会・援護局総務課長通知により無料低額診療事業に関してお示ししている通り、無料低額診療事業等（生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業（以下「無料低額診療事業」という。）及び生計困難者のために無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業（以下「無料低額介護老人保健施設利用事業」という。）をいう。以下同じ。）は、広く生計困難者一般を対象とするものであり、被保護者に限られるものではない。ついては、被保護者に限らず、生計困難者であれば、積極的に無料低額診療事業等の対象とするよう貴管内の無料低額診療事業等を行う施設に対し、周知・指導等を行っていただきたい。

また、平成11年5月17日付け社援企第80号厚生省社会・援護局企画課長通知によりお示ししている通り、現在、「無料又は低額診療患者の割合」又は「無料又は低額利用に係る入所者の割合」が100分の10未満である事業者に対しては、事業が社会福祉事業としての基準を満たすことに努めるよう十分指導していただきたい。

（2）診療施設内で投薬を行った場合の取扱いについて

平成13年7月23日付け社援総発第5号厚生労働省社会・援護局総務課長通知（以下「課長通知」という。）の1（2）において、診療費の減免額のうちには、低所得階層に属する患者の療養費についての減免額のほか、当該診療施設が患者の診療のために必要なサービスとして、移送、寝具の貸与、病衣の支給、病衣類の洗濯等を実施している場合において、低所得階層に属する者のためにこれらに要する費用を減免したときは、その減免額を含めて差し支えないものであることとしているところであるが、療養費には、当該診療施設内で行った投薬に係る費用も含めて差し支えないため、周知いただくとともに、指導の際には留意いただきたい。

（3）無料低額診療事業等を行う施設の周知について

無料低額診療事業等を利用する生計困難者の利便性の観点から、貴管内の無料低額診療事業等を行う施設の一覧を都道府県等のホームページに掲載するなどの方法により

周知するとともに、無料低額診療事業等を行う施設に対し、無料低額診療事業等を実施する施設であることを周知するよう指導等行っていただきたい。その際、無料低額診療事業については、周知に当たって、診療施設内で行った投薬に係る費用を減免する取扱いを行う診療施設であれば、その旨も示していただきたい。

(4) 無料低額介護医療院利用事業の創設について

平成 30 年 4 月に、日常的な医学管理が必要な要介護者の受入れや看取り・ターミナルケア等の機能と、生活施設としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として、介護医療院が創設される。これに併せて、社会福祉法第 2 条第 3 項第 10 号が改正され、第二種社会福祉事業として、生計困難者のために無料又は低額な費用で介護医療院を利用させる事業（以下「無料低額介護医療院利用事業」という。）が平成 30 年 4 月に創設される。

都道府県では、他の第二種社会福祉事業と同様、無料低額介護医療院利用事業に係る届出受理や調査、指導に係る事務処理を行わなければならないこととなるが、基本的には、現行の無料低額診療事業及び無料低額介護老人保健施設利用事業に係る事務処理と同様の事務処理を想定している。

具体的には、追って無料低額介護医療院利用事業の基準及びその運用等について通知を発出するので、同通知を踏まえて必要な対応を行っていただきたい。

4 成年後見制度の利用促進について

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年 5 月 13 日施行）に基づき、これまで内閣府を中心に、成年後見制度を所管する法務省や、厚生労働省、総務省等が連携しながら、成年後見制度利用促進基本計画の策定をはじめ、制度の利用促進に関する施策が総合的かつ計画的に推進されるよう取り組んできたところであるが、法の附則に基づき、平成 30 年度には内閣府が担ってきた事務が厚生労働省へ移管される。

具体的には、

- ・国の基本計画に基づく、自治体における計画策定や地域連携ネットワークづくりの支援
 - ・政務で構成する利用促進会議や、有識者委員会である専門家会議の運営
- 等の事務を厚生労働省が新たに担っていくこととなる。

このため、平成 30 年 4 月より、社会・援護局地域福祉課に「成年後見制度利用促進室（仮称）」を設置し、現行において高齢者・障害者に対する制度利用促進施策を所管する老健局、障害保健福祉部と連携しながら制度の利用促進に関する施策を進めていく体制を整備することとしているので、ご了知願いたい。

第8 社会福祉の基盤整備について（福祉基盤課）

1 社会福祉施設の防災・防犯対策等について

（1）社会福祉施設の耐震化等整備の推進について

社会福祉施設の耐震化等整備に関しては、関係各部局の平成29年度補正予算（案）及び平成30年度予算（案）において、社会福祉施設等の耐震化やスプリンクラーの設置等に必要な財源を確保したところである。

また、独立行政法人福祉医療機構による耐震化や高台移転、スプリンクラー等整備の優遇融資についても引き続き実施する。

（参考1）

○平成29年度補正予算（案）（耐震化整備、スプリンクラー整備等）

- ・社会福祉施設等施設整備費補助金（障害者施設等） 80.1億円の内数
- ・保育所等整備交付金（保育所等） 548.4億円の内数
- ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（介護関連施設等） 9.9億円の内数

○平成30年度予算（案）

- ・社会福祉施設等施設整備費補助金（障害者施設等） 71.5億円の内数
- ・次世代育成支援対策施設整備交付金（児童養護施設等） 71.3億円の内数
- ・保育所等整備交付金（保育所等） 663.7億円の内数
- ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（介護関連施設等） 18.7億円の内数

（参考2）独立行政法人福祉医療機構の優遇融資

社会福祉施設（入所）	
融資率	（通常）70～80% → （耐震化・スプリンクラー等）90% （高台移転）95%
利率優遇	（耐震化・スプリンクラー等）基準金利 ▲0.5%（当初5年間） （高台移転）無利子

※ 高台移転に係る二重ローン対策（返済猶予や償還期間延長等）も実施

社会福祉施設等の耐震化状況については、平成 29 年 12 月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果(厚生労働省ホームページ:<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000188985.html> 参照)では、平成 28 年 3 月時点の耐震化率は 89.6% (18.7 万棟/20.9 万棟)であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられるところである。

※ なお、平成 29 年 6 月に実施した平成 28 年度末時点の調査については、現在とりまとめ中である。また次回調査については、平成 29 年度末時点について調査する予定であるので、引き続きご協力をお願いします。

特に、社会福祉施設等については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、国土強靱化基本法に基づく、国土強靱化基本計画(平成 26 年 6 月 3 日閣議決定)や国土強靱化アクションプラン 2017 (平成 29 年 6 月 6 日国土強靱化推進本部決定)において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記(※)するなど、厚生労働省としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。

また、津波による被害が想定される施設の高台移転整備や、自力避難が困難な高齢者や障害者等が入所する小規模施設等へのスプリンクラーの設置についても、併せて推進していく必要がある。

各都道府県、政令市、中核市(以下「都道府県等」という。)におかれては、未耐震施設や津波による被害が想定される施設等の把握(対象施設の種別や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化等に向けた課題など)に努めていただくとともに、当該施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度等の情報提供や助言を行うなど、計画的に耐震化等の整備を進めていただきたい。

※「国土強靱化アクションプラン 2017」において、社会福祉施設の耐震化率を平成 25 年の 86%から平成 30 年には 95%とすることを指標としている。

(2) 社会福祉施設等の土砂災害対策の徹底について

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策におけ

る連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日付 27 文施企第 19 号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、科発 0820 第 1 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国水砂第 44 号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長連名通知。以下「土砂災害対策連携通知」という。）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成 28 年の台風 10 号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成 29 年 6 月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を参考に、当該施設等に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、平成 29 年 5 月には、総務省行政評価局より、土砂災害対策の推進を図る観点から「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」がなされたところである。

同勧告においては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画について、砂防部局への情報提供を行うとともに、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなどの対応を求められている。

これを受け、厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 29 年 11 月 24 日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）を通知しているところであるので、各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局間の情報共有、管内市区町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いする。

(3) 災害福祉広域支援ネットワークについて

東日本大震災における被災地支援の経験、課題等を踏まえ、災害時要援護者（高齢者、障害者など支援が必要な方々）に対し機動的・能動的な福祉支援が行えるよう都道府県単位の災害福祉支援ネットワークの構築を推進しており、平成27年度からは生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業により、これらの構築に必要な経費の補助を行っているところである。

現在までのところ、本事業の活用などにより、45都道府県において、ネットワークの構築又は検討が行われている状況（平成29年5月現在。自治体独自の取組みを含む。）であるが、依然としてネットワークが十分に整備されていない自治体があることから、平成30年度においても同事業を通じて、災害福祉支援ネットワークの構築を推進していくこととしている。

また、平成28年4月に発生した熊本地震では、一部の自治体において、こうしたネットワークを活用し、福祉・介護人材からなる派遣チームを組織し、被災地の避難所等において、被災者の移動介助や相談支援などにご尽力いただくなどの先進的な取組が見られたところである。

未着手の自治体におかれては、災害福祉支援ネットワーク構築の必要性についてご理解いただくとともに、こうした先進事例も参考にしつつ、管内市区町村や社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人をはじめとする民間福祉事業者等との連携を通じて、可能な限り早期に都道府県単位のネットワーク構築が図られるよう、積極的な取組をお願いしたい。

災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業

- 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業として実施
- 実施主体：都道府県又は都道府県が適当と認める団体
- 補助率：定額補助（次の（1）及び（2）の事業それぞれ上限150万円）
- 事業内容：
 - （1）基本事業
 - ① ネットワーク本部の立ち上げ・運営
 - ② 災害福祉支援体制の検討・構築
 - ③ ネットワークの普及・啓発
 - ④ 災害福祉支援チームの組成、研修、訓練等
 - ⑤ 他都道府県と情報交換や連携づくり
 - （2）体制強化事業
 - ① 災害時において社会福祉施設等の被災状況の一元的な集約、福祉支援チームの派遣調整等を行う「後方支援チーム」の役割の検討
 - ② 「後方支援チーム」の立ち上げ支援
 - ③ 管内社会福祉施設等の被災状況を把握するためのシステムの構築

(4) 感染症の予防対策について

ア 今冬のインフルエンザ対策

冬期のインフルエンザの流行に対しては、社会福祉施設等における集団感染等への警戒のため、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成 29 年 11 月 27 日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）に沿って、適切な対応をお願いしたい。

イ 新型インフルエンザ等特別措置法における優先接種（予防接種）対象事業者の登録に向けた対応

新型インフルエンザ特別措置法においては、新型インフルエンザ等が発生した場合、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者の従業員に対し、特定接種が実施される。この特定接種の登録対象となる業種については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画において優先順位が決められており、国民生活・国民経済安定分野の事業として介護・福祉事業所も対象となっているところである。

特定接種の登録については希望する介護・福祉事業所毎に行うことが必要となるが、その要件として新型インフルエンザに関する業務継続計画の作成が義務づけられているところである。

このため、特定接種の登録の要件とされている介護・福祉事業所が作成する業務継続計画のガイドライン及び作成例を厚生労働省のホームページに掲載しているため、新型インフルエンザ等の発生時におけるサービス提供の継続や利用者・職員の安全確保の観点から、各社会福祉施設等における業務継続計画の作成に活用いただけるよう、管内市区町村や社会福祉施設等に対して周知願いたい。

(参考)

○厚生労働省ホームページ

- ・平成 29 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/>
- ・インフルエンザの基礎知識
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>
- ・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>
- ・インフルエンザ Q & A（平成 29 年度）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

- ・啓発ツール

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.html>

- ・高齢者向けリーフレット

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf

- ・業務継続計画のガイドライン及び作成例

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleza/tokutei-sesshu.html

○国立感染症研究所ホームページ

- ・<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

ウ ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることからノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が適切に行われるよう指導をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」
(平成 29 年 12 月 27 日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成 19 年 12 月 26 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成 26 年 2 月 24 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「ノロウイルスに関する Q & A」 (厚生労働省ホームページ)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
(平成 17 年 2 月 22 日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成 15 年 7 月 25 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う社会福祉施設等への周知について」
(平成 27 年 6 月 22 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「「大量調理施設衛生管マニュアル」の改正について」
(平成 29 年 6 月 16 日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)
別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成 13 年 4 月 24 日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)
- ・C型肝炎について (一般的な Q & A) (平成 18 年 3 月)
http://www.med.or.jp/kansen/bandc/cqa_s.html
- ・B型肝炎について (一般的な Q & A) (平成 18 年 3 月)
http://www.med.or.jp/kansen/bandc/bqa_s.html
- ・肝炎の予防に関する情報
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/cont/050/yobou.html>
- ・日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン
- ・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン
- ・高齢者施設における肝炎対策のガイドライン
- ・「結核院内 (施設内) 感染対策の手引きについて (情報提供)」
(平成 26 年 5 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

2 独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業（通称「WAMNET」）、社会福祉施設職員等退職手当共済事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県等におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

(1) 福祉貸付事業について

1) 平成30年度予算（案）の概要

機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施しているところである。

平成30年度予算（案）においては、「経済財政運営と改革の基本方針2017」等に掲げられている保育や介護の受け皿の整備を推進するために必要な資金需要に対応しうる事業規模としたところである。（下記ア参照）

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、優遇融資等を実施する予定であるので、管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いしたい。（下記イ参照）

なお、平成30年度における福祉貸付事業の具体的な取扱方針、貸付事務手続等に関する「福祉貸付事業行政担当者説明会」が、機構主催で本年3月に開催される予定（別途機構から通知予定）であるので積極的な参加をお願いしたい。

ア 貸付規模 資金交付額3,699億円（うち福祉貸付分2,516億円）

イ 貸付条件の改善内容

① 新規事項

○地域包括ケア推進のための優遇措置の拡充

・介護医療院を融資対象に追加

（融資率：90%、貸付利率：基準金利+0.1%）

- 特別養護老人ホーム等の老朽施設の改築整備に係る優遇措置の拡充
 - ・介護医療院、介護老人保健施設、軽費老人ホームを対象施設に追加
(融資率：90%、貸付利率：基準金利+0.1%)
- 保育関連施設等に係る融資条件の優遇措置の拡充
 - ・企業主導型保育事業を融資対象に追加(非営利法人が設置する場合に限る)
 - ・据置期間中は無利子とする
 - ・融資率(80%→90%)の優遇期間を平成32年度まで延長
- 地域共生社会の実現に向けた社会福祉施設等の整備に係る融資制度の拡充
 - ・一体的に整備する場合に施設毎に異なる融資条件を整理する
〔例：老人デイサービス(融資率：75%、貸付利率：基準金利+0.1%)と障害福祉サービス(融資率：80%、貸付利率：基準金利)を一体的に整備する場合 → 融資率：80%、貸付利率：基準金利を適用〕
- 障害福祉サービス事業に係る融資制度の拡充
 - ・自立生活援助事業所及び就労定着支援事業所を融資対象に追加
 - ・融資率(80%→85%)の優遇期間を平成32年度まで延長

② 継続事項

- 療養病床のケアハウス等への転換に係る融資条件の優遇措置
 - ・優遇期間を平成35年度まで延長(融資率：90%、貸付利率：基準金利)
- 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置
 - ・優遇期間を平成30年度まで延長(融資率：95%、貸付利率：全期間無利子)
- 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置
 - ・優遇期間を平成30年度まで延長(融資率：90%、貸付利率：当初5年間基準金利▲0.5%)
- スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置
 - ・優遇期間を平成30年度まで延長(融資率：90%、貸付利率：当初5年間基準金利▲0.5%)
- アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置
 - ・優遇期間を平成30年度まで延長(融資率：75～80%、貸付利率：基準金利～基準金利+0.1%)

2) 協調融資制度

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成20年度から福祉貸付全般に範囲を拡大したところである。協調融資制度を通じて民間金融機関の参入を促し、借り手側にとっても機構融資では対応できない資金ニーズにも対応できる可能性があるなどのメリットがあり、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進について引き続き各法人等に対して、その活用について助言をお願いしたい。

なお、福祉施設の設置に関する公募を行う際、資金の借入先に必ずしも機構融資が必要となるものではないのでご留意願いたい。

(2) 福祉医療経営指導〔経営サポート〕事業について

福祉医療経営指導事業については、民間の社会福祉施設等の経営者及び地方公共団体等に対し、公的な立場から経営に関わる情報や有益な知識の提供をしている。また、経営状況の診断を行い、福祉サービスを安定的かつ効率的に提供できる経営基盤の強化を支援するための事業である。

新たに事業を開始した社会福祉法人等については、当該事業を活用し早期に経営の安定化を図ることも可能であるので、当該事業の周知をお願いしたい。

なお、社会福祉法人等の経営状況の分析やアンケート調査の実施結果に関するレポートを次のサイトにおいて無料で公開しており、あわせて活用願いたい。

- ・機構ホームページ

<http://hp.wam.go.jp/guide/keiei/report/tabid/1853/Default.aspx>

- ・WAM NET

<http://www.wam.go.jp/wamappl/scresearch.nsf/aMenu?Open>

(3) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

ア 平成 30 年度予算 (案) 269 億円 (国庫補助額)

・ 給付予定人員 82,621 人

・ 給付総額 1,143 億円

イ 都道府県補助金等について

社会福祉施設職員等退職手当共済 (以下「退職手当共済」という。) 事業は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で 1/3 ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済は一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、平成 29 年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。また、退職金の支給は年度当初に需要が発生することから、補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

なお、退職手当共済制度の円滑な運営においては、社会福祉施設等の身近な存在として、これまでも福祉医療機構から退職手当金の支給に係る業務委託を行っている都道府県社会福祉協議会や民間社会福祉事業職員共済会等の協力が不可欠であり、都道府県におかれては、引き続き連携を図りながらの対応をお願いしたい。

ウ 制度周知について

退職手当共済制度の特徴として、勤続年数が長くなればなるほど退職手当給付額が大きくなる。また、退職後 3 年以内に復帰した場合には退職までの期間を合算できる規定もあり、福祉施設従事者の定着及び処遇改善に役立つ制度である。

新規加入については、社会福祉法人に限られているが管内及び今後、設立予定の社会福祉法人に対して制度周知をお願いしたい。

(4) 福祉保健医療情報サービス事業 (WAMNET 事業)

当該事業は、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供しているサイトであり活用願いたい。(http://www.wam.go.jp/)

第9 地方改善事業等について

(1) 地方改善事業の実施について

ア 隣保館運営事業等について

隣保館運営事業等については、今後とも多様化する住民ニーズに的確に対応するためには、地域の関係機関と連携することなどが必要であり、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないようご配慮願いたい。

(ア) 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

なお、管内市町村の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

(イ) 職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、今般の改正社会福祉法や、介護保険制度や年金制度などの社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担う隣保館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

イ 隣保館及び生活館の耐震化促進について

平成29年12月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」では、平成28年3月時点での隣保館及び生活館（以下「隣保館等」という。）の耐震化率はそれぞれ66.1%、44.7%となっており、社会福祉施設の中でも著しく低いものとなっているところである。特に避難所として指定を受けている隣保館等については、今後想定される南海トラフ地震等に備え、老朽改修等と合わせ、耐震化整備等を計画的に実施されたい。

ウ 地方改善施設の財産処分について

近年、隣保館等をはじめ共同作業場等の地方改善施設について、厚生労働大臣の承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見されるところであるので、財産処分を計画する場合にあっては、その検討段階で連絡を願いたい。

(2) アイヌ政策の推進について

政府では「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成21年7月）を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」（座長：菅義偉内閣官房長官）を設置・開催しているところである（首相官邸ホームページ内「アイヌ政策推進会議」参照）。

また、アイヌ政策の推進について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、各省の事務次官級を構成員とする「アイヌ総合政策推進会議」（議長：内閣官房副長官（事務））が設置されているところである。

また、「アイヌ政策推進会議」作業部会の報告を踏まえ、平成28年度より、全国のアイヌの人々のため、様々な悩みについて電話による生活相談を行う「生活相談充実事業」を実施しており、平成30年度予算（案）においても、当該事業実施のための経費を計上している。

各自治体におかれては、本事業が全国で様々な悩みを抱えたアイヌの方々の相談を受け、問題解決の一助となるよう、管内市町村に対し、本事業が実施されることについて広報誌等により住民の皆様へ周知いただくよう、特段の配慮をいただくとともに、関係機関への周知についてご協力いただきたい。

(3) 関係部局・機関との連携方策について

ア 改正社会福祉法に基づく取組との連携

平成30年4月に「地域共生社会」の実現に向けた、包括的な支援体制の整備を目的とする改正社会福祉法が施行される。隣保館等は、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割を果たしている。

市町村による体制整備の際には、隣保館等は関係機関の一つとして、地域福

社の推進を担うことのできる機能を有していることについて、関係部局で連携して、状況を把握いただき、管内市町村に対し周知願いたい。

併せて、改正社会福祉法では、地域福祉計画の策定に努めることとされているが、隣保館等が取り組んでいる人権課題解決に向けた取り組みも地域課題の一つとして考えられるため、計画策定にあたっては、こうした視点についても留意するよう、管内市町村に周知願いたい。

イ 関係部局・関係機関との連携

隣保館や生活館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係や人権関係等の関係部局、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携を行うとともに、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法において、自立相談支援機関との連携や、同法に基づく各種事業の実施に当たり、地域における多様な社会資源の一つとして隣保館自体が自立相談支援機関として活動する等、事業の実施主体として活用できることに留意しながら、より積極的な館運営が行われるよう、管内市町村に周知願いたい。

(4) 人権課題に関する啓発等の推進について

ア 関係者に対する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、最近では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生しているところである。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう、部落差別解消法等の関係法令の施行状況等も踏まえ、特段のご配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的

なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

イ 民生委員等に対する普及・啓発について

民生委員等は、地域における相談援助活動の中心的存在として様々な住民の相談援助活動を実施いただいているが、人権に関する課題への対応については、部落差別解消法等の関係法令の施行状況、「アイヌ施策推進会議」における検討状況、隣保館・生活館の活動状況も十分踏まえて行う必要がある。

このため、民生委員の研修会などの機会を捉え、人権課題に関する理解を深めていただくようご配慮願いたい。

(参考) 「アイヌ政策推進会議作業部会「北海道外のアイヌの生活実態調査」を踏まえた全国の見地からの施策の展開について」(平成24年6月1日)抄

・北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者にアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

(5) 他法における状況について

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」が平成28年4月1日より施行されている。当該法律では、第7条において、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止を掲げており、また、第10条において、第7条に規定する事項に関し、地方公共団体の機関の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。これを踏まえ、公立施設である隣保館等においても、当該法律に則した対応に留意いただくとともに、改めて関係機関と情報共有いただくよう努められたい。

○内閣府 HP (障害を理由とする差別の解消の推進)

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

イ 部落差別の解消の推進に関する法律について

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 109 号）が成立し、平成 28 年 12 月 16 日より施行されている。

公立施設である隣保館等においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館等の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。

○法務省 HP（同和問題とは）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

ウ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律について

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 68 号）が、平成 28 年 6 月 3 日より施行されている。

公立施設である隣保館等においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館等の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。

○法務省 HP（ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

第10 消費生活協同組合の指導・監督について

(1) 生協行政の基本的考え方について

消費生活協同組合（消費生活協同組合連合会を含む。以下「組合」という。）は、

- ・組合員が出資をし、
- ・組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、
- ・組合員が利用する、

一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる非営利の協同組織である。

組合は、互助の組織として、購買事業や医療福祉事業、共済事業等組合員の暮らしを支える事業や、組合員による助け合い活動（以下「組合員活動」という。）等を行っており、こうした取組を通じて地域や職域のコミュニティづくりに寄与してきたところである。

また、社会的、公共的役割として、被災者の支援や社会福祉活動への助成活動といった取組を行っているところである。

組合の指導・監督にあたっては、このような組合の基本的性格及び事業や組合員活動の状況等、組合についての理解を十分に深めた上で行うことが肝要である。

各都道府県におかれては、所管する組合の運営状況を十分に把握していただき、消費者行政といった観点に止まることなく運営実態に即した助言・指導をお願いする。

(2) 適正な運営管理及び事業の健全な運営について

ア 組織の管理・運営について

運営上問題のある組合については、

- ① 理事会が適正に機能しておらず、専務理事と事務局職員といった一部の者が実質的な運営を行っている
- ② 事務局の事務処理態勢が脆弱なため、生協法令に則った適正な事務が行われていない
- ③ 内部監査が行われていないことに加え、監事監査が形式的なものとなっているため、運営の適正化など牽制機能が働いていない

といった状況にあることが多い。

組合は、組合員に最大の奉仕をすることを目的とする組織であることから、上記①のような状況は極めて不適切である。理事会は、組合の業務の執行を決する

権限を有していることから、検査などにおいて理事会の運営状況や役員等からの理事会への報告状況などを確認し、必要な助言・指導をお願いする。

また、上記②のような組合に対しては、事務局体制や適正な事務処理について丁寧な助言・指導をお願いする。

さらに、上記③のような組合に対しては、監事監査において、会計知識のある監事による会計監査のみならず業務監査を実施するとともに、監事の理事会への出席による助言等を通じ、健全性の確保が図られるよう、助言・指導をお願いする。

イ 共済事業に係る留意点について

共済事業については、少子高齢化や人口減少等に伴い契約件数の減少や共済金の支払い額の増加といった影響が生じることが考えられることから、中長期的な視点で事業運営への影響について検証し、対応するよう助言・指導をお願いする。

また、高齢の組合員等に対しては、共済金の未払い等の問題が生じないように、まずは共済契約や契約更新時において丁寧な説明を行うとともに、共済金受取人に代わって代理人が請求することができるような手続の普及や高齢の共済契約者等の連絡先の定期的な確認等について、助言・指導をお願いする。

ウ 購買事業等に係る留意点について

購買事業等については、人口減少・少子高齢化対策にも資するよう、離島その他交通不便の地域における買い物弱者支援の観点から、法令で定められた利用分量の範囲内で積極的に員外利用許可を行うなどの御配慮をお願いする。

なお、員外利用については、店内表示など防止対策も必要であるので、念のため申し添える。

エ 法人を対象とする購買事業について

購買事業は自然人たる組合員を対象とする小売を原則としており、法令の規定に該当する場合に限り、例外的に組合員ではない個人への小売や法人への卸売が認められているにすぎない。

近年、組合が法令に規定されていない子会社等の法人を対象とする卸売を行っている例が見受けられることから、各都道府県におかれても御留意いただく

ようお願いする。

オ 不詳事案について

厚生労働省所管組合においては、近年、次のような「不詳事案」が発生している。

- ・ 共済事業を行う組合において、他人の名義による架空の共済契約が締結された事例や、共済の募集人ではない者による共済の募集行為が行われた事例。
- ・ 購買事業を行う組合において、特定の職員が会計処理を行い不正な処理が行われた事例。

このような事例に限らず、「不詳事案」が発生した場合には、発生した原因を明らかにし、再発防止策の作成とその着実な実施を徹底していただくようお願いする。

カ その他

これらのほか、財務状況が悪化している組合については、組合員が不利益を被ることのないよう十分な配慮と必要な助言・指導をお願いする。都道府県としての対応方針に判断がつかかぬ場合などは厚生労働省に照会されたい。

(3) 事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について

人口減少、少子高齢化、家族や地域社会の変容などにより地域の支え合いが失われつつあり、人と人とのつながりを育て、多様性を尊重し包括する「地域共生社会」の実現が重要な課題となっている中、互助組織である生協が助け合いの輪を拡げることや、地域社会の困りごとに対応できるよう、事業や組合員活動を積極的に実施することが期待される。

組合は、今後特に、自治体、関係事業者・団体、自治会、ボランティア団体などとの連携・協力関係を強化して、今後の高齢者の介護や日常生活支援、子育て支援、生活困窮者支援等を充実する重要な即戦力となり得る。

昨年8月には、組合が行う様々な取組の中から、地域福祉の先駆的な取組について10の事例を取りまとめ、都道府県等に配布したところである。各都道府県におかれては、組合の医療や福祉の取組に対する理解を深めると共に、日々の暮らしを支える

という組合の「やる気」に対し、適切に評価していただき、都道府県内の関係部署や関係市町村とも連携の上、協力関係の構築はもちろん、お示しした事例にあるような取組の活用について、積極的な検討をお願いします。

(4) 平成30年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について

平成30年度においても、今年度と同様に、5月頃を目処に、組合の健全な運営の確保、育成等の観点から、各都道府県の担当者を対象とする全国会議を開催することとしているので御了知願いたい。

(5) 消費生活協同組合（連合会）実態調査について

本調査は、全国の組合の事業や組合員活動等の実施状況に関する実態を把握するため毎年度実施しており、平成30年度においても各都道府県及び組合に御協力いただき実施する予定であるので、引き続き御協力いただくようお願いする。

なお、本年度の調査結果については、集計業務終了後速やかに公表することとしているので、予め御了知願いたい。

(6) 消費税の軽減税率制度について

消費税の引上げ時期が平成31年10月1日に予定されており、これに伴い、消費税の軽減税率制度も実施されることとなるので御了知願いたい。

また、これに伴う関係制度等の動向について引き続き御留意いただくようお願いする。

(7) 組合役員の欠格条項の見直しについて

組合役員の資格については、消費生活協同組合法第29条の3第1項第2号において、「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」については、役員となることができないとされているが、平成28年5月13日に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律等を踏まえ、関係省庁において成年被後見人の権利を制限する措置（いわゆる欠格条項）の見直しを検討しているところであるので、御留意されたい。

(8) 政治的中立の確保について

組合の政治的中立の確保については、消費生活協同組合法第2条第2項において、「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定されているところである。組合が法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点から批判や誤解を招くことや、特定の政党を支援しているかのような疑念を持たれることのないよう引き続き厳正な指導をお願いします。

(9) 組合に対する厚生労働大臣表彰について

組合及び組合役員に対する厚生労働大臣表彰については、5年毎に実施しており、各都道府県におかれては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等のご協力をお願いしているところである。平成30年度の大員表彰実施要領等については、後日通知する予定であるので御了知願いたい。

[参考]消費生活協同組合(生協)の概要について

生協とは

○ 消費生活協同組合は、組合員が出資し、組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、組合員が利用する非営利の協同組織である(視視:消費生活協同組合法(昭和23年))。

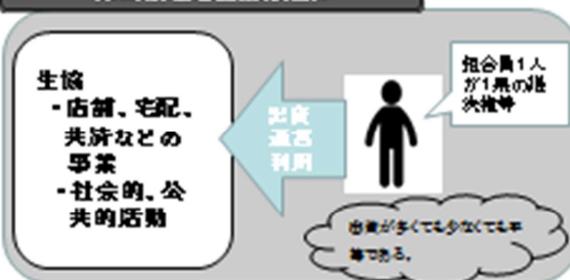
基本的原則

- ・一定の地域又は職域による人と人との結合(相互扶助組織)
- ・組合員の生活の文化的経済的改善向上
- ・加入・脱退の自由
- ・組合員の議決権・選挙権の平等
- ・組合員への最大奉仕、非営利
- ・員外利用の原則禁止
- ・政治的中立
- (特定の政見のために利用してはならない。)

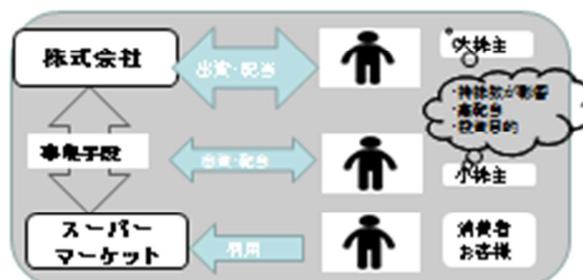
出資

組合員は出資1口以上を有しなければならない。

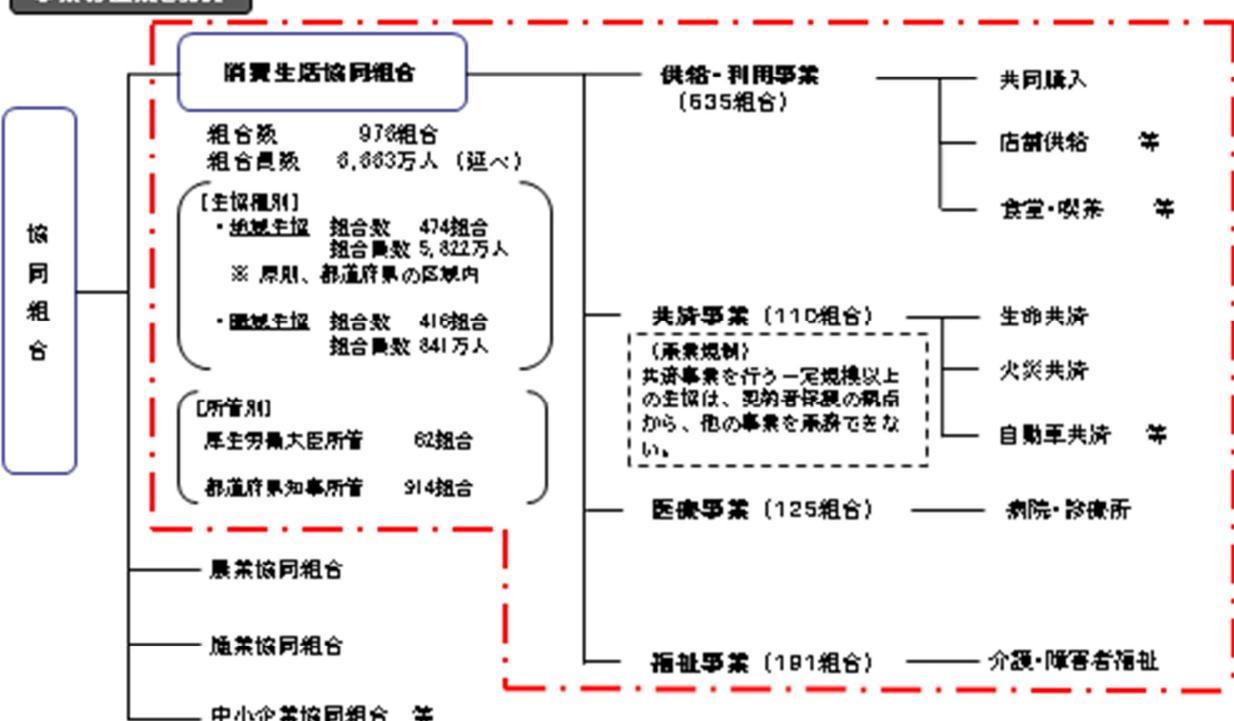
株式会社と生協の違い



組織・運営



事業の種類と現状



※ 組合員数・組合員数は平成28年度消費生活協同組合実態調査による

第11 簡素な給付措置（臨時福祉給付金）について

（1）簡素な給付措置について

「簡素な給付措置」（臨時福祉給付金）については、平成26年度の支給開始以来、平成27年度から28年度に実施した年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け及び障害・遺族年金受給者向け）も含め、幾度に及ぶ事業実施にご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今年度にかけて実施した臨時福祉給付金（経済対策分）は、平成28年8月2日に閣議決定した「未来への投資を実現する経済対策」において、「簡素な給付措置について、平成31年9月までの2年半分を一括して措置する。平成31年10月より、消費税率引上げ後の低所得者対策、逆進性対策として、軽減税率を導入する。よって簡素な給付措置は終了する」とされたことを受け、15,000円の支給を行ってきたところである。

各自治体には早期支給への取組みにご尽力いただき、平成29年11月までに、全ての市町村において2,000万人を超える対象者に支給を行うことができたところである。

（2）事業終了に向けて

これらの給付金に係る補助金の精算等については、事業終了次第、順次手続を行っているところであり、都道府県におかれては、手続に遺漏なきよう管下市町村への確認等をお願いしたい。

なお、国が当該事業の広報のために開設している特設ホームページ及びコールセンター(0570-037-192)については、本年3月末をもって閉鎖を予定しているが、閉鎖後の簡素な給付措置に係る問合せ先等については、追って連絡する。

また、簡素な給付措置については、平成30年度当初予算案において予算措置は行っておらず、新たな給付事業は予定されていないことを申し添える。

平成30年度予算（案）の概要

社会・援護局(社会)

平成30年度予算（案）額	3兆 74億円
平成29年度当初予算額	3兆 139億円
差 引	▲65億円 (対前年度比率▲0.2%)

※ 復興特別会計分を含む。

主要事項

- 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり 26億円（20億円）
- 生活困窮者の自立支援の強化 432億円（400億円）
平成30年通常国会に生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の一体的な見直しに係る関連法案を提出し、生活困窮者等の一層の自立を促進。

【主な充実内容】

- ・ 自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業の一体的実施や居住支援の推進など生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化
- ・ 小学生や高校生世代に対する子どもの学習支援の充実
- ・ 生活保護受給者に対する家計相談支援や広域実施の推進等による就労支援の強化 等

- 生活保護の適正な実施 2兆9,009億円（2兆9,117億円）
 - ・ 一般低所得世帯の消費実態（年齢、世帯人員、居住地域別）との均衡を図り、生活扶助基準の見直し（増減額）を実施
 - ※ 減額については、▲5%以内にとどめる。
 - ※ 平成30年10月以降、3段階実施
 - ・ 生活保護世帯の子どもの大学等への進学への支援
 - ・ 後発医薬品の原則化、レセプトを活用した医療扶助の適正化 等
- 自殺総合対策の更なる推進 31億円（30億円）

I 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり

「支え手」側と「受け手」側が固定することなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指す。

1 地域の支え合いの再生、包括的な相談支援等の推進

住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談体制づくりを推進する。

(1) 包括的な支援体制の構築【一部新規】

26億円(20億円)

社会福祉法改正を踏まえ、住民、行政や関係機関が協働して包括的な支援体制をつくるため、

- ・ 住民学習会の実施や活動拠点の整備など地域住民が役割を持てる地域づくりの取組、
- ・ 住民に身近な地域において、分野を超えて総合的に相談できる体制づくり、
- ・ 様々な相談機関のネットワーク構築

にかかる、市町村の創意工夫ある取組への支援の拡充を図る。

併せて、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を強化する。

(2) 生活困窮者自立相談支援機関における相談支援の実施（後掲）

(3) 多様な地域の支え合いの再生支援

① NPO等の民間団体が連携・協働しながら実施する地域課題の解決に資する活動等に対する助成（社会福祉振興助成費補助金） 6.1億円（6.1億円）

高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう、NPO等の民間団体が実施する「ニッポン一億総活躍プラン」に即した創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動に対し助成を行う。

② 地域における自殺対策ゲートキーパーの養成（後掲）

地域自殺対策強化交付金26億円の内数

自殺対策において、早期対応の中心的な役割を果たす「ゲートキーパー」の養成を行う。

Ⅱ 生活困窮者自立支援の強化及び生活保護制度の適正実施

生活困窮者及び生活保護受給者の一層の自立を促進するため、平成30年通常国会に、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の一体的な見直しに係る関連法案を提出する。

1 生活困窮者自立支援の強化

432億円（400億円）

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行う生活困窮者自立支援制度を強化し、生活困窮者及び生活保護受給者の一層の自立を促進するため、平成30年通常国会に生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の一体的な見直しに係る関連法案を提出し、平成30年度から以下の事業を実施・拡充する。

(1) 自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業の一体的実施の推進

自立相談支援事業と両事業を連続的・一体的に実施した場合は、家計相談支援事業の補助率を現行の1/2から2/3に引き上げ（法改正事項）、就労準備支援事業の利用促進のインセンティブの付与を図る。また、家計相談支援事業及び就労準備支援事業の実施を全国的に推進するため、自治体が取り組みやすくなる事業実施上の工夫や都道府県による事業実施体制の支援措置を講じる。

(2) 子どもの学習支援事業の推進【一部新規】

47億円（35億円）

生活困窮世帯の子どもを支援するため、高校を中退した人、中学卒業後進学していない人などを含めた「高校生世代」への就職・再就学・進学など進路選択の基礎づくりのための支援を充実するとともに、学齢期における早期支援や親への養育支援を通じた家庭全体への支援を行う観点から、小学生がいる世帯への巡回支援等を実施するなど、子どもの学習支援事業を更に推進する。

(3) 就労準備支援・ひきこもり支援の充実【新規】

13億円

ひきこもりの人など複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な生活困窮者等に対し、就労準備支援事業において、訪問支援（アウトリーチ）等による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、就労支援の広域実施の推進等により就労・社会参加の促進を図る。

あわせて、ひきこもり地域支援センターが行うバックアップ機能の推進を図り、ひきこもり支援の充実を図る。

(4) 生活保護受給者に対する家計相談支援の強化【新規】

2.3億円

就労による保護廃止が見込まれる世帯や大学等への進学を予定している者がいる世帯等に対し、家計の安定を図るための相談支援を強化する。

(5) 居住支援の推進【新規】

2億円

シェルター等利用者に対し、利用後に向けた居住支援・見守り支援を行うとともに、社会的孤立状態にある生活困窮者に対して、一定期間、居宅訪問等による見守り・生活支援を行うなど地域で住み続けられるようにするための居住支援を推進する。

(6) ホームレス支援の推進【新規】

1. 1億円

路上生活が長期化・高齢化したホームレスを支援するため、医療専門職（保健師、看護師、精神保健福祉士等）による巡回相談や健康相談を実施する。

(7) 生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施

70百万円（86百万円）

生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員等の養成の促進等を通じて、支援の質の向上を図る。

2 生活保護制度の適正実施

2兆9,009億円（2兆9,117億円）

(1) 保護費負担金

2兆8,637億円（2兆8,803億円）

生活保護受給者の一層の自立を促進するため、平成30年通常国会に生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の一体的な見直しに係る関連法案を提出する。

平成30年度においては、子どもの大学等への進学支援等の自立支援を推進するとともに、後発医薬品の使用促進や頻回受診対策の強化を含む医療扶助の適正化などの生活保護制度の見直しに取り組む。

生活保護基準について、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、生活扶助基準が最低限度の生活を保障する水準として適切な水準となるよう見直しを行う。

① 生活保護基準の見直し

一般低所得世帯の消費実態（年齢、世帯人員、居住地域別）との均衡を図り、生活扶助基準の見直し（増減額）を行う。

※ ただし、多人数世帯や都市部の単身高齢世帯等への減額影響が大きくなるまいよう、個々の世帯での生活扶助費、母子加算等の合計の減額幅を、現行基準から▲5%以内にとどめる。

※ 見直しは段階的に実施（平成30年10月から3段階を想定）

児童養育加算及び母子加算等について、子どもの健全育成に必要な費用等を検証し、必要な見直しを行った上で支給する。

ア. 児童養育加算

子どもの自立助長を図る観点から、子どもの健全育成に係る費用を加算。

支給対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大

現行：月1万円（3歳未満等1.5万円）／中学生まで

⇒ 見直し後：月1万円／高校生まで

イ. 母子加算

子どものいる家庭の消費実態を分析し、ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる額を加算。

現行：母子（子ども1人）の場合 平均月約2.1万円

⇒ 見直し後：平均月1.7万円

※ 見直しは段階的に実施（平成30年10月から3段階を想定）。

ウ. 教育扶助・高等学校等就学費

(ア) クラブ活動費の実費支給化

現行：年額61,800円（金銭給付）

⇒ 見直し後：年額8.3万円（実費上限）※高校の場合

(イ) 入学準備金（制服等の購入費）の増額

現行：63,200円（実費上限）

⇒ 見直し後：8.6万円（実費上限）※高校の場合

(ウ) 高校受験料支給回数拡大、制服等の買い直し費用の支給

② 大学等への進学支援【新規】

17億円

生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、一時金（平成30年度入学者より対象。自宅生10万円、自宅外生30万円）を支給する。

また、生活保護世帯の子どもの自宅から大学等に通学する場合に、出身世帯の住宅扶助費の減額をしないこととする。

③ 就労自立給付金の見直し

就労自立給付金について、より効果的・効率的なインセンティブとなるよう、就職後すぐに保護脱却となり就労収入の積立期間がない者も新たに給付対象とするなど、給付内容の見直しを行う。

(2) 保護施設事務費負担金

299億円（294億円）

保護施設の運営に必要な経費を負担する。

(3) 医療扶助の適正実施の強化【新規】

49億円

後発医薬品を原則化するとともに、レセプトを活用した医療扶助の適正化の強化に取り組む地方自治体を支援する。また、福祉事務所の指導員による同行受診の導入に向けたモデル事業の実施や頻回受診指導を行う医師の委嘱を促進すること等の取組を行い、医療扶助の適正化を更に推進する。

(4) 都道府県等による生活保護業務支援【新規】

5億円

都道府県等が管内福祉事務所に対して、広域的な立場から、生活保護関係職員に対する巡回指導や人材育成等の取組を実施することにより、福祉事務所の実施水準及び質の向上を図る。

(5) 生活保護指導監査委託費

19億円（19億円）

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。

また、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直しを行う。（生活保護指導職員数：301人→295人）

Ⅲ 自殺総合対策の更なる推進

31億円（30億円）

1 地域自殺対策強化交付金【一部新規】 26億円（25億円）

自殺対策基本法及び平成29年7月に策定した自殺総合対策大綱に基づき、地域自殺対策強化交付金による地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。

また、子ども・若者自殺対策について、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケア対策の充実を図るため、ICTを活用した相談窓口への誘導、SNSによる相談、若者の居場所づくり支援を行う。

2 地域自殺対策推進センターへの支援等 4.8億円（4.8億円）

地域自殺対策推進センターが管内市町村の自殺対策計画の策定等を支援等できるよう運営費を確保するとともに、自殺総合対策推進センターにおける調査研究等の推進を図る。

3 寄り添い型相談支援事業の実施

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金385億円の内数

生きにくさや暮らしにくさを抱える人がいつでもどこでも相談ができ、誰でも適切な支援を受けられるようにするため、問題を抱える人からの電話相談（24時間365日）を受けるとともに、必要に応じて支援機関の紹介や同行支援などの寄り添い支援を行う。

Ⅳ 福祉・介護人材確保対策等の推進

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向け、喫緊の課題である福祉・介護人材の確保を図るため、地域医療介護総合確保基金の活用などを通じて、福祉・介護人材の確保を総合的・計画的に推進する。

1 福祉・介護人材確保対策の推進

（1）地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進【一部新規】 60億円<老健局にて計上>

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の創設や介護福祉士養成施設における人材確保の取組に対する支援など、介護人材の「参入促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

（2）介護職のイメージ刷新等による介護人材確保対策の強化【新規】 3.7億円

介護職の魅力・社会的評価の向上を図り、介護分野への参入を促進するため、介護を知るための体験型イベントの開催など、多様な人材の確保・育成に向けた取組を推進する。

また、在留資格「介護」の創設に伴い、介護福祉士を目指す外国人留学生等の日常生活面での相談等の支援体制の環境整備を図る。

(参考) 【平成29年度補正予算案】

○ **介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生に対する修学資金等の貸付け**
14億円

在留資格「介護」の創設に伴い、介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境の整備を早期に図りつつ、国内での介護人材の確保を加速化するため、介護福祉士修学資金等の充実を図る。

2 社会福祉事業従事者の養成・研修

(1) **指導的社会福祉事業従事者の養成等** **5.4億円(4.8億円)**

日本社会事業大学における指導的社会福祉事業従事者養成等のための運営支援を行うとともに、老朽化等に対応するための施設整備を行う。

(2) **社会福祉事業従事者への研修** **30百万円(30百万円)**

中央福祉学院において福祉関係職員等に対する研修を行い、福祉人材の資質向上を図る。

3 被災地(福島県)における福祉・介護人材確保対策(後掲)

2億円(85百万円)

4 経済連携協定等の円滑な実施(外国人介護福祉士候補者等への支援)

2.7億円(2.9億円)

(1) **外国人介護福祉士候補者の受入れ支援** **83百万円(83百万円)**

経済連携協定(EPA)などに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問等を行うとともに、外国人介護福祉士を含め、母国語での相談等に対応する。

(2) **外国人介護福祉士候補者等に対する学習支援の実施**

ア 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金385億円の内数

外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語や介護、医療的ケアに関する専門知識等の学習及び学習環境の整備に対する支援を行う。

イ 外国人介護福祉士候補者等学習支援事業の実施

1.9億円(2.1億円)

受入施設における介護福祉士候補者の継続的な学習支援のため、集合研修、通信添削指導、資格を取得できなかった候補者に対する帰国後の学習支援を引き続き実施するとともに、「介護」に係る技能実習生に対する自律的な日本語学習等の環境整備を行う。

V 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

1 小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進【新規】 6.3億円

地域共生社会の実現に向け、小規模な社会福祉法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する。

2 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

269億円（261億円）

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

なお、保育所等に対する公費助成は一旦継続し、公費助成の在り方について更に検討を加え、2020年度までに改めて結論を得る。

3 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

(1) 貸付枠の確保

・資金交付額	3,699億円
・福祉貸付	2,516億円
・医療貸付	1,183億円

(2) 福祉貸付事業における貸付条件の主な改善

- ① 保育関連施設等の整備に係る融資条件の優遇措置等の拡充
 - ・ 社会福祉法人等の非営利法人が設置する企業主導型保育施設を融資対象に追加
 - ・ 据置期間中の貸付利息の無利子化
- ② 介護施設等の整備に係る融資条件の優遇措置等の拡充
 - ・ 介護医療院を融資対象に追加
- ③ 地域共生社会の実現に向けた社会福祉施設等の整備に係る融資制度の拡充
 - ・ 共生型サービス施設等を整備する場合の融資条件の優遇

4 福祉サービスの第三者評価の質の向上 11百万円（6百万円）

評価調査者に対して、高齢、障害、児童といった分野別の専門知識を修得するための研修の充実を図ることにより、福祉サービスの第三者評価を担う評価調査者の資質の向上を図る。

VI 東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興に向けた支援

1 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

復興庁所管「被災者支援総合交付金」190億円の内数

避難生活の長期化や、災害公営住宅等への移転など、被災者を取り巻く状況の変化を踏まえ、相談員の巡回による孤立防止のための見守りや相談支援等を推進する。

また、全国を対象に実施している「寄り添い型相談支援事業」と連携し、電話相談により把握した被災者が抱える個々の課題の解決に向け、地域の様々な関係機関との支援ネットワークを構築・活用した包括的な支援等を行う。

2 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策

2億円（85百万円）

避難指示区域等の解除等により、福祉・介護人材不足が深刻化している福島県の事情を踏まえ、県外から相双地域等の介護施設等への就労希望者に対する就職準備金の貸付上限額の引き上げ（30万円→50万円）や貸付対象者の拡大を図るとともに、新たに全国の介護施設等からの応援職員に対する支援を行うなど、取組の充実を図ることにより、福祉・介護人材の参入・確保を促進する。

3 熊本地震の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

7.5億円（7.5億円）

被災者は仮設住宅等に入居するなど依然として被災前と大きく異なる環境での生活を余儀なくされている中、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を着実に支援する。

4 災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金385億円の内数

都道府県内の災害福祉支援体制の検討・構築や、災害福祉支援チームの組成・訓練等を行うとともに、管内の施設の被害状況の把握、関係機関との連絡調整等を担う「後方支援チーム」の立ち上げ等を支援することを通じて、災害時に災害福祉支援チームが迅速かつ円滑に活動できるよう、体制整備を図る。

(参考) 成年後見制度の利用促進

3. 3億円の内数等 (※老健局・障害保健福祉部計上)

高齢者や障害者が円滑に成年後見制度の利用や成年後見人等の支援を受けられるよう、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、以下の取組を進める。

- * 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、平成30年度に関係事務が内閣府から厚生労働省に移管されることを踏まえ、専任の体制を社会・援護局に置き、老健局及び障害保健福祉部と連携しながら進めていくこととしている。
- ・ 成年後見制度利用促進のための相談支援やネットワークの構築などの体制整備の推進
- ・ 権利擁護人材の育成の推進や、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見人に対する報酬等の助成 等